

大阪商業大学高等学校 校友会 会 則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、大阪商業大学高等学校校友会と称する。
- 第 2 条 本会の本部は、母校内に置く。ただし、必要に応じて支部を設置することができる。
- 第 3 条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の後援をなすをもってその目的とする。
- 第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、下記の事業を行う。
・会員名簿の作成 ・総会の開催 ・会報の発行 ・その他本会発展に必要な事業

第 2 章 会員および役員

- 第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。
・正会員 卒業生
・特別会員 在職教職員（含退職教職員）および本会の趣旨に賛同する者で、役員会の承認を得た者。
- 第 6 条 本会の役員は、次のとおりとする。
・会長 1 名 ・副会長 7 名以内 ・事務局長 1 名 ・事務局次長 2 名 ・会計 2 名
・監事 2 名 ・理事 各期 1 名以上
- 第 7 条 本会に、顧問・相談役をおくことができる。顧問は、歴代の校長先生および役員会で推薦する会員を推す。相談役は、役員会で推薦する会員を推す。
- 第 8 条 役員は、総会において選出する。
- 第 9 条 役員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 3 章 役員 の 任 務

- 第 10 条 役員の仕事は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、定期総会および臨時総会・役員会を招集する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代行をする。
 - (3) 事務局長は、会務一切を司る。
 - (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、役員会の議事、その他、会全般の活動状況を記録し、総会その他、各種会合の通知を発送する。
 - (5) 会計は、一切の会計事務を処理する。会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供し会計監査を受けて会員に報告する。なお、会計事務は、母校事務室に委託する。
 - (6) 監事は、会務および会計を監査し、年 1 回全会員にその結果を報告する。
 - (7) 理事は、役員会に出席して意見を述べるができるほか、必要に応じて会長の諮問に答える。

第 4 章 総会および役員会

- 第 11 条 定期総会は、毎年 1 回開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 第 12 条 総会の決議は、定期総会に出席した正会員の三分の二以上の同意を要する。
- 第 13 条 役員会は、会長・副会長・事務局長・事務局次長・会計・監事・理事をもって構成し、日常事務を処理する。
- 第 14 条 役員会は、総会によらざる会務の議決及び附議事項案を作成する。また、毎年予算を編成し総会に附議する。

第 5 章 会 計

- 第 15 条 本会の会計は、会費および寄付金をもってこれにあてる。本会は、終身会費として¥5,000 を卒業のときに徴収する。ただし、役員会において必要なときには、臨時会費を徴収できる。
- 第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。
- 第 17 条 本会の予算は、3 月末日までに編成し、総会の承認を得るものとする。
- 第 18 条 予算外の支出をする場合には、会長の承認を要する。
- 第 19 条 本会の収支決算は、監事の監査を経て総会において承認を得るものとする。

第 6 章 改 正

- 第 20 条 本会則の改正は、総会において、出席正会員の三分の二以上の決議により決定する。

第 7 章 附 則

- 第 21 条 会員で、住所等に変動を生じたときは、その旨を遅滞なく本部に通知する。会員の弔事を知った者は、直ちに本部に通知する。
- 第 22 条 本会則は、昭和 7 年 3 月 制定施行する。
〔改定施行〕平成 13 年 5 月 12 日 全面改定
平成 20 年 10 月 5 日 一部改定 平成 22 年 5 月 22 日 一部改定
平成 30 年 5 月 26 日 一部改定